

ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん
地域移行支援・地域定着支援

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書



ふくちやまししょうがいしゃせいかつしえん あおぞら
福知山市障害者生活支援センター「青空」

ち い き い こ う し え ん ち い き て い ち や く し え ん じ ゅ う よ う じ こ う せ つ め い し ょ 「地域移行支援・地域定着支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、福知山市障害者生活支援センター「青空」と指定一般相談支援サービスに関する利用の契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 福知山市障害者生活支援センター「青空」では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。指定一般相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. 利用者の記録や情報の管理・開示について
9. 苦情などの受付について

ふ く ち や ま し し ょ う が い し ゃ せ い か つ し え ん 福知山市障害者生活支援センター あ お ぞ ら 「青空」

とう じ ぎ ょ う し ょ そ う だ ん し え ん し て い う
当事業所は相談支援の指定を受けています。
(事業所番号 京都府指定 2632600025)

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん きょうとちやうかくげん ごしょうがいしゃふくしきやうかい 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
しょざいち 所在地	京都府城陽市寺田林ノ口11番地64
でんわばんごう 電話番号	0774-30-9000
ファックス番号 ばんごう	0774-55-7708
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年 6月 1日

2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していつぱんそうだんし えんじぎょうしょ 指定一般相談支援事業所
じぎょう もくてき 事業の目的	りやうしゃ およびしょうがいじ ほごしゃ いし およびじんかく そんちやう りやうしゃなど たて 利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立 ば た た てきせつ そうだんし えん ていきやう かくほ 場に立った適切な相談支援の提供を確保する。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	ふくちやまししょうがいしゃせいかつし えん あおぞら 福知山市障害者生活支援センター「青空」
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	ふくちやましな いき ばんち 福知山市内記100番地 ハピネスふくちやま2階
でんわばんごう 電話番号	0773-24-4439
ファックス番号 ばんごう	0773-45-8585
かんりしやしめい 管理者氏名	みんぶ ゆうこ 民部 優子
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成18年10月1日

3. 事業実施地域

ふくちやましな いき ぜんいき 福知山市内 全域

4. 開所時間

かいしょ び 開所日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 ただし、祝祭日、12月29日から12月31日及び1月2日から 1月3日までを除く。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご 午前9時～午後5時まで
サービス提供時間帯 ていきやうじかんだい	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで
その他 た	じやうき かいしょ び かいしょじかん りやうしゃ きぼう きんきゆうたいおう ひつよう 上記の開所日、開所時間のほか、利用者の希望や緊急対応が必要な ばあいなど しょくいん たいせい と ばあい かいしょ ばあい 場合等により職員の体制が取れた場合、開所する場合もある

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名 (兼務)	名	名	1名	
2. 相談支援専門員	2名 (兼務)	名	2名	1名	日常生活全般に関する相談 サービス利用計画作成及び モニタリング等
3. 相談員		1名	0.5名		日常生活全般に関する相談

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の自宅を訪問し、利用者や家族などに面接して、利用者や家族の状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題などを把握します。

②利用者やその家族の状況などを考慮して、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービスなどの目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、利用料、福祉サービス等を提供の上での留意事項などを記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかならないかを区分した上で、そのサービス利用計画書の原案の内容について、利用者とその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス利用計画作成後のサービスの提供

- ・ 利用者とその家族等と受給者証の定められた期間内に1回以上面接し、経過を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービスの事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額の合計額を毎月算定し、利用者とその障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新等に必要な援助を行います。

③サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合や利用者が障害者支援施設等への入院や入所を希望する場合には、障害者支援施設等の情報提供を行います。

(2) 利用料金 (第7条参照)

①サービス利用料金

指定一般相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前期の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口で現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

京都銀行 綾部支店 普通預金

口座番号 3892260

口座名義 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

いこいの村北部センター 理事長 高田英一

ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者やその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議などの記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態と給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容などの記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

9. 事故発生時の対応

本事業所では、利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

10. 苦情などの受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付やサービス利用などのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求を受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 民部 優子

（電 話 0773-24-4439）
（ファックス 0773-24-4459）

○苦情解決責任者 京都府聴覚言語障害センター 所長 今西 和弘

（電 話 0774-30-9000）
（ファックス 0774-55-7708）

○第三者委員 小出 新一 電話・ファックス 075-955-0309

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

ア 相談・苦情窓口 福知山市役所福祉保健部障害者福祉課障害者福祉係

（電 話 0773-24-7017）
（ファックス 0773-23-6537）

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

イ 京都府社会福祉協議会内「京都府社協福祉サービス運営適正化委員会」

京都市中京区竹屋町通 烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F

（電 話 075-252-2152）
（ファックス 075-212-2450）

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～16:00（祝日・年末年始は除く）

★当センターは利用者さまの個人情報保護に全力で取り組みます

当センターにおける個人情報の利用目的

当センターは、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、担当窓口までお気軽にお申し出ください。

◎サービス提供

➢当センターでのサービスの提供

➢福祉事務所、保健所、他の相談機関、施設、作業所、医療機関、教育機関、職業安定所、訪問看護ステーション、福祉サービス事業者等との連携

➢他の支援機関等からの照会への回答

➢利用者のサービス提供のため、外部の専門機関などの意見・助言を求める場合

➢ご家族等へのサービス利用状況説明

➢その他、利用者さまへの情報提供に関する利用

◎サービス利用計画費請求のための事務

➢当センターがサービス利用実施の市町村に計画費請求事務を行う場合

➢サービス利用実施の市町村又はから計画費請求事務にかかる照会があった場合

➢その他

◎当センターの管理運営業務

➢会計・経理

➢事故等の報告

➢当該契約者さまの福祉サービスの向上

➢その他、当センターの管理運営業務に関する利用

◎福祉・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当センター内において行われる実習への協力

◎相談の質の向上を目的とした当センター内での支援内容研究

◎外部監査機関への情報提供

<付 記>

1 上記のうち、他の機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。

2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

4 相談支援事業者は、現在勤務している事業所を退職したあとも、在職中知りえた個人情報を漏らすことはしません。

5 相談支援事業者は、相談支援シート等に記載された、サービス利用者の個人情報を、安全に保管します。

れいわ ねん がつ 日にち
令和 年 月 日

していいっぱんそうだんしえん
指定一般相談支援サービスの提供の開始に際し、ほんしよめん もと
本書面に基づき重要事項の説明を
おこな
行いました。

じぎょうしゃ
事業者

じ ぎょうしゃめい ふくちやまししょうがいしゃせいかつしえん あおぞら
<事業者名> 福知山市障害者生活支援センター「青空」
きょうとふしてい 2632600025
(京都府指定 2632600025)

じゅう しょ
<住所> ふくちやましないき ばんち
福知山市内記100番地 ハピネスふくちやま2階

せつめいしゃしょくしめい そうだんしえんせんもんいん
<説明者職氏名> 相談支援専門員 印

わたくし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う していいっぱんそうだんしえん
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定一般相談支援サ
ビスの提供開始に同意しました。

りょうしゃ
利用者

じゅう しょ
<住所>

し めい
<氏名>

だいにん
代理人

じゅう しょ
<住所>

し めい
<氏名>

※この重要事項説明書は、こうせいろうどうしやうれいだい ごう へいせい ねん がつ にち だい じょう きてい もと
厚生労働省令第173号（平成18年9月29日）第5条の規定に基づき、利用

もうしこみしやまた かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい
申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。